平成２５年（フ）第２４４７号
大阪市東住吉区住道矢田７－７－９－201、住民票上の住所大阪市生野区勝山北１丁目８番14号　アイシェード勝山201号
債務者　服部　裕道
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０２３号
大阪府八尾市堤町１丁目15番地の24
債務者　岩松いずみ
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３５１号
大阪市淀川区新高５丁目11番１号
債務者　内田　義幸
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６３号
大阪市北区本庄東２丁目５番30号　川上ハイツ301号室
債務者　匠原　英司
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４３６号
大阪市東淀川区下新庄６丁目10番10号
債務者　佐々木正巳
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４７号
大阪府高槻市下田部町１丁目26―33―101号室、住民票上の住所山口県下関市長府才川１丁目31番29号
債務者　小笠原秀仁
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４７８号
大阪府豊中市上野西２丁目14番21号
債務者　森川　　進
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４８０号
大阪府門真市大池町24番11号　天心マンション302号
債務者　島橋　良司
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９２号
大阪市都島区大東町１丁目６番10―708号、前住所奈良県香芝市下田東１丁目500番地１
債務者　千田　英永
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９００号
大阪市西成区天下茶屋１丁目17番３号　喜仙荘２号館110号、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目14番18号
債務者　名須川雅人
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７９号
大阪府茨木市鮎川２丁目20番８号
債務者　上甲　幸雄
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９８４号
大阪府東大阪市長堂３丁目20番11号　ジャパンケア布施405号、前住所大阪府東大阪市衣摺３丁目16番12号
債務者　池上　信子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９２６３号
埼玉県草加市松原２丁目B69―402
債務者　五十嵐季子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９２６４号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目29―５　グリーンハイツＣ棟203
債務者　小林　真子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１６号
東京都立川市一番町４丁目24―１　ダイアパレス立川一番町403号
債務者　吉野　　孝
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３１７号
東京都国立市北３丁目２番の１　４―310
債務者　柴山　公彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９３２０号
千葉県市川市押切19―７―401
債務者　亀井　　勝
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部